

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

令和2年6月30日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社デンコードー
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 北上南ショッピングセンター 北上市北鬼柳31地割3番地1ほか
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - イ 駐車場の位置及び収容台数
 - ウ 駐輪場の位置及び収容台数
 - エ 荷さばき施設の位置及び面積
 - オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - キ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ク 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更する年月日 令和3年2月19日

2 届出年月日 令和2年6月18日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所